改　正　後

個⑥092　保険料を支払った場合等の課税の特例の届出書【裏面】

書　き　方

1　この届出書は、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「実特法」といいます。）（保険料を支払った場合等の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に、所得税の確定申告書又は所得税法第 172 条第１項の規定による申告書(以下「172 条申告書」といいます。)に添付します。確定申告書の提出を要しない場合であっても、この特例の適用を受けようとする場合は、この届出書を提出期限までに添付書類とともに所轄の税務署長に提出します。
　また、実特法第５条の２第５項の規定による還付を受けようとする場合に、還付請求書として使用します。

2　使用する内容に応じて、標題の「保険料を支払った場合等の課税の特例の届出書／保険料を支払った場合等の課税の特例の還付請求書」のいずれかを抹消します。
その他の各欄は次により記入します。

(1)　「**１　基本事項**」の各欄
　「居住形態」欄の各欄には居住形態の区分に応じて、「居住者」欄又は「非居住者」欄のいずれかの項目について記入します。
　非居住者の方がこの届出書を 172 条申告書と併せて提出する場合は、「当初入国年月日」、「在留期間」及び「在留資格」の各欄の記入を省略して差し支えありません。「相手国の納税地」欄には、特定社会保険料(実特法第５条の２第３項に規定する特定社会保険料をいいます。以下同じです。)の金額の計算の基礎となった給与等に係る条約相手国における納税地を記入し、「相手国の納税者番号」欄には、その条約相手国において納税者番号を有する場合にその番号を記入します。また、納税管理人を定めている場合(この届出書とは別に届出が必要です。)は、「納税管理人」欄にその納税管理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記入します。

(2)　「**２　(特定社会)保険料に関する事項**」の各欄
　保険料(実特法第５条の２第１項に規定する保険料をいいます。以下同じです。)又は特定社会保険料(以下「(特定社会)保険料」といいます。)について記入します。
　条約相手国内に事業所を有する雇用者により派遣される方は「相手国法人との雇用契約」欄の「有」を、それ以外の方は「無」をそれぞれ○で囲みます。「日本での就労期間」欄には、その雇用者のために日本で就労する期間を記入します。「課税の特例を受けることができる事情の詳細」欄には、適用される租税条約の条項や(特定社会)保険料に関する参考となるべき事項を記入します。(特定社会)保険料の「種類」及び「支払(控除)年月日」の各欄に書ききれない場合は、下の表に記入するか、適宜の用紙に記載したものを併せて提出しても差し支えありません。

種類								
支払(控除) 年　月　日								
金額								

※　(特定社会)保険料の支払(控除)金額は、外貨により支払を行った場合には、原則として当該支払を行った日の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の仲値によって換算しますが、本邦通貨により外貨を購入し直ちに支払を行った場合には支出した本邦通貨の額として差し支えありません。

　「(特定社会)保険料の支払(控除)金額(①)」欄に、支払(控除)保険料の合計額を、「(特定社会)保険料の上限(②)」欄は、次の算式により計算した金額をそれぞれ記入します。

(特定社会)保険料の上限 ＝ （イ＋ロ＋ハ＋ニ）×保険料の金額の計算の基礎となった期間の月数

- イ　62 万円×｛（14.996％（平成 19 年）～18.3％（平成 29 年））[注1]×１/２
- ロ　150 万円×{14.996％（平成 19 年）～18.3％（平成 29 年）}[注1]×１/２×３÷12
- ハ　121 万円×12％[注2]×１/２
- ニ　540 万円×12％[注2]×１/２÷12

（注）１　厚生年金保険法第 81 条第４項の表のうち、その年の 12 月の属する月分に応じて定められた保険料率になります。
　　２　健康保険法第 160 条第１項の規定により一般保険料率として決定される率のうち最も高い率になります。

〈居住者の方〉　「特例の対象となる(特定社会)保険料の額(③)」欄の額を、確定申告書第二表「社会保険料控除」の「支払保険料」欄に転記し、「社会保険の種類」欄には「届出書のとおり」と記入します。
〈総合課税により確定申告する非居住者の方〉　特定社会保険料の金額の計算の基礎となる給与等の収入金額から給与所得控除額及び「特例の対象となる(特定社会)保険料の額(③)」欄の額を控除した残額を給与所得の金額として確定申告書に記入します。
〈172 条申告書を提出する非居住者の方〉　172 条申告書の「収入金額の合計」欄の下段に、収入金額の合計額をかっこ書きし、上段に収入金額から「特例の対象となる(特定社会)保険料の額(③)」欄の額を控除した後の額を記入します。

(3)　「**３　還付に関する事項**」の各欄
　還付請求書として使用する場合にのみ記入します。「還付金の受取場所」は、納税管理人の届出をしている場合は、納税管理人の名義の口座を記入します。

3　この届出書には、次の(1)（還付請求書として提出する場合は(1)及び(2)）の書類を添付する必要があります(添付する書類が外国語で作成されている場合はその翻訳文も併せて添付してください。)。
(1)　条約相手国の社会保障制度に係る(特定社会)保険料について特例の適用を受ける場合……条約相手国の社会保障制度に係る権限ある機関のその社会保障制度に係る法令の適用を受ける旨の証明書（適用証明書）及びその(特定社会)保険料の金額を証する書類
(2)　給与等につき源泉徴収された所得税の額を明らかにする書類等
4　この届出書は確定申告書等に添付して、それぞれの確定申告書等の提出期限までに住所地等の所轄の税務署に提出します(確定申告書の提出を要しない場合でも、この特例の適用を受けようとするときは、適用を受けようとする年分の翌年３月 15 日までにこの届出書を提出します。)。
　なお、還付請求書として提出する場合は、この特例の適用を受けようとする年分の翌年の１月１日(同日前に特定社会保険料の総額が確定した場合にはその確定した日)以後、住所地等の所轄の税務署に提出します。

改　正　前

個⑥092　保険料を支払った場合等の課税の特例の届出書【裏面】

書　き　方

1　この届出書は、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「実特法」といいます。）（保険料を支払った場合等の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に、所得税の確定申告書又は所得税法第 172 条第１項の規定による申告書(以下「172 条申告書」といいます。)に添付します。確定申告書の提出を要しない場合であっても、この特例の適用を受けようとする場合は、この届出書を提出期限までに添付書類とともに所轄の税務署長に提出します。
　また、実特法第５条の２第５項の規定による還付を受けようとする場合に、還付請求書として使用します。

2　使用する内容に応じて、標題の「保険料を支払った場合等の課税の特例の届出書／保険料を支払った場合等の課税の特例の還付請求書」のいずれかを抹消します。
その他の各欄は次により記入します。

(1)　「**１　基本事項**」の各欄
　「居住形態」欄の各欄には居住形態の区分に応じて、「居住者」欄又は「非居住者」欄のいずれかの項目について記入します。
　非居住者の方がこの届出書を 172 条申告書と併せて提出する場合は、「当初入国年月日」、「在留期間」及び「在留資格」の各欄の記入を省略して差し支えありません。「相手国の納税地」欄には、特定社会保険料(実特法第５条の２第３項に規定する特定社会保険料をいいます。以下同じです。)の金額の計算の基礎となった給与等に係る条約相手国における納税地を記入し、「相手国の納税者番号」欄には、その条約相手国において納税者番号を有する場合にその番号を記入します。また、納税管理人を定めている場合(この届出書とは別に届出が必要です。)は、「納税管理人」欄にその納税管理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記入します。

(2)　「**２　(特定社会)保険料に関する事項**」の各欄
　保険料(実特法第５条の２第１項に規定する保険料をいいます。以下同じです。)又は特定社会保険料(以下「(特定社会)保険料」といいます。)について記入します。
　条約相手国内に事業所を有する雇用者により派遣される方は「相手国法人との雇用契約」欄の「有」を、それ以外の方は「無」をそれぞれ○で囲みます。「日本での就労期間」欄には、その雇用者のために日本で就労する期間を記入します。「課税の特例を受けることができる事情の詳細」欄には、適用される租税条約の条項や(特定社会)保険料に関する参考となるべき事項を記入します。(特定社会)保険料の「種類」及び「支払(控除)年月日」の各欄に書ききれない場合は、下の表に記入するか、適宜の用紙に記載したものを併せて提出しても差し支えありません。

種類								
支払(控除) 年　月　日								
金額								

※　(特定社会)保険料の支払(控除)金額は、外貨により支払を行った場合には、原則として当該支払を行った日の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の仲値によって換算しますが、本邦通貨により外貨を購入し直ちに支払を行った場合には支出した本邦通貨の額として差し支えありません。

　「(特定社会)保険料の支払(控除)金額(①)」欄に、支払(控除)保険料の合計額を、「(特定社会)保険料の上限(②)」欄は、次の算式により計算した金額をそれぞれ記入します。

(特定社会)保険料の上限 ＝ （イ＋ロ＋ハ＋ニ）×保険料の金額の計算の基礎となった期間の月数

- イ　62 万円×｛（14.996％（平成 19 年）～18.3％（平成 29 年））[注1]×１/２
- ロ　150 万円×{14.996％（平成 19 年）～18.3％（平成 29 年）}[注1]×１/２×３÷12
- ハ　121 万円×10％[注2]×１/２
- ニ　540 万円×10％[注2]×１/２÷12

（注）１　厚生年金保険法第 81 条第４項の表のうち、その年の 12 月の属する月分に応じて定められた保険料率になります。
　　２　健康保険法第 160 条第１項の規定により一般保険料率として決定される率のうち最も高い率になります。

〈居住者の方〉　「特例の対象となる(特定社会)保険料の額(③)」欄の額を、確定申告書第二表「社会保険料控除」の「支払保険料」欄に転記し、「社会保険の種類」欄には「届出書のとおり」と記入します。
〈総合課税により確定申告する非居住者の方〉　特定社会保険料の金額の計算の基礎となる給与等の収入金額から給与所得控除額及び「特例の対象となる(特定社会)保険料の額(③)」欄の額を控除した残額を給与所得の金額として確定申告書に記入します。
〈172 条申告書を提出する非居住者の方〉　172 条申告書の「課税所得金額合計」欄の下段に、収入金額の合計額をかっこ書きし、上段に収入金額から「特例の対象となる(特定社会)保険料の額(③)」欄の額を控除した後の額を記入します。

(3)　「**３　還付に関する事項**」の各欄
　還付請求書として使用する場合にのみ記入します。「還付金の受取場所」は、納税管理人の届出をしている場合は、納税管理人の名義の口座を記入します。

3　この届出書には、次の(1)（還付請求書として提出する場合は(1)及び(2)）の書類を添付する必要があります(添付する書類が外国語で作成されている場合はその翻訳文も併せて添付してください。)。
(1)　条約相手国の社会保障制度に係る(特定社会)保険料について特例の適用を受ける場合……条約相手国の社会保障制度に係る権限ある機関のその社会保障制度に係る法令の適用を受ける旨の証明書（適用証明書）及びその(特定社会)保険料の金額を証する書類
(2)　給与等につき源泉徴収された所得税の額を明らかにする書類等
4　この届出書は確定申告書等に添付して、それぞれの確定申告書等の提出期限までに住所地等の所轄の税務署に提出します(確定申告書の提出を要しない場合でも、この特例の適用を受けようとするときは、適用を受けようとする年分の翌年３月 15 日までにこの届出書を提出します。)。
　なお、還付請求書として提出する場合は、この特例の適用を受けようとする年分の翌年の１月１日(同日前に特定社会保険料の総額が確定した場合にはその確定した日)以後、住所地等の所轄の税務署に提出します。